

平成26年第4回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成26年12月17日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（14名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
5番	三 村 孝 信 君	12番	杉 山 清 君
6番	河原井 大 介 君	13番	小松崎 三 夫 君
7番	関 誠一郎 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員（1名）

15番 根 本 正 典 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副 町	長	小 山 一 夫	
教 育	長	小 林 孝 志	
総務課 課長 事務取扱		小 山 一 夫	
企 画 財 政 課 長		高 松 輝 美	
税 務 課 長		宮 田 恵 子	
町 民 課 長		鯉 淵 弘 之	
保 険 課 長		仲 田 克 之	
健 康 福 祉 課 長		田 口 喜 一	
産 業 振 興 課 長		吉 田 一	
都 市 建 設 課 長		富 田 和 明	
下 水 道 課 長		茅 根 文 夫	
会計管理者（会計課長）		三 村 主	
水 道 課 長		仲 田 不 二 雄	
農 業 委 員 会 事 務 局 長		仲 田 均	
教 育 委 員 会 事 務 局 長		五 町 義 徳	

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	興 野 友 宣
書 記	鯉 渕 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成26年12月17日（水曜日）

午後 2時03分開議

- 日程第1 承認第21号 専決処分第21号（平成26年度城里町一般会計補正予算第3号）の承認を求めることについて
- 日程第2 承認第22号 専決処分第22号（平成26年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第77号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第78号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第79号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第80号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第81号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第82号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第83号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第84号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第85号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第86号 平成26年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 陳情第3号 「集团的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第15 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第16 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第17 報告第25号 城里町就業規則の一部を改正する規則

- 日程第18 報告第26号 城里町新交通システム運行委員会設置要綱の一部改正
日程第19 報告第27号 城里町国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引届出等に関する事務処理要綱の制定
日程第20 報告第28号 平成26年度行政評価報告書
日程第21 報告第29号 平成26年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書
日程第22 報告第30号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）
追加日程第1 発議第6号 城里町政治倫理条例の一部を改正する条例について

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第21号
承認第22号
議案第77号
議案第78号
議案第79号
議案第80号
議案第81号
議案第82号
議案第83号
議案第84号
議案第85号
議案第86号
陳情第3号
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
報告第25号
報告第26号
報告第27号
報告第28号
報告第29号
報告第30号
発議第6号

午後 2時03分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございませう。

ただいまの出席議員は14名です。欠席議員、15番根本正典君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席をしております。傍聴人2名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

承認第21号 専決処分第21号（平成26年度城里町一般会計補正予算（第3号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、承認第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第22号 専決処分第22号（平成26年度城里町一般会計補正予算（第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第77号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第77号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第78号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第78号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第79号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第79号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第80号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第80号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第81号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第81号についての質疑を求めます。
1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 健康増進施設の指定管理料の2,200万円の予算が計上されていますけれども、その根拠を教えてくださいと思います。

また、収支報告を提出していただければと思います。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長吉田 一君。

〔産業振興課長吉田 一君登壇〕

○産業振興課長（吉田 一君） 1番藤咲芙美子議員のご質問にお答え申し上げます。

2,200万円の指定の根拠でございますが、まず入場者数の減で約1万2,000人、月平均にしますと1,984人の減となっております。それを平成26年度の入場者数を実績をもって見込みますと約21万人で、前年度と比較いたしまして約2万人の減となっております。その原因につきましては、周辺にやっぱり多くのスーパー銭湯等ができましたので、そのものが一番大きいものでございます。内訳でございますが、入場料で約1,300万円、飲食の

売り上げで550万円、光熱水費で約33万円でございます。

収支報告書につきましては、後日検討し、提出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） このケースは、町で今のところ2,200万円補填するということなんですけれども、このような取り決めが例規集には見当たらないんですけれども、どこで決めてあるんでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長高松輝美君。

○企画財政課長（高松輝美君） ただいまのご質問でございますけれども、指定管理につきましては、各協定書が当初に結ばれておりますので、その協定書に従って、今回補正をしたものでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） じゃ、この後で協定書をいただけますでしょうか。出してください。

あと、この協定書と収支報告は議員に公表をしていただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご要望のありました協定書と収支報告書については、公開をさせていただきますと思っております。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議案第82号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第82号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第83号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第83号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第84号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

て

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第84号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第85号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第85号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第86号 平成26年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第86号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

承認第21号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第22号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第77号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第78号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第79号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第80号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第81号に対する討論はございませんか。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 議案第81号 平成26年度城里町一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

これは、ホロルの湯の運営について、町から指定管理者に対して新たに不足分を補填するものが含まれていますが、私がこれに同意できない理由を述べたいと思います。

私は指定管理制度そのものに反対ですが、地方自治法第244条の2が新設されたとき、民間活力の導入、民間のノウハウのフル活用によって住民サービスを向上させると強調されました。今回、入場者が減少し、燃料代が値上がりになったからという説明がされましたが、このように何らかの事情が生じるたびに町が新たに支出をするというようなことになれば、指定管理者が真剣な経営努力を怠るのを誘発するようなものではないかと私は心配します。

本来、民間ノウハウを生かして集客努力を図るというのが指定管理制度の趣旨だったのではないのでしょうか。ちなみに、ホロルの湯の入場者は、入場税から割り出してみますと、平成23年度には年間24万5,000人いました。24年度は25万1,000人です。25年度は少なくなったとはいえ、22万9,000人です。さらに、入場料金は、町外の方は1,020円、町内の方は150円が割引になって870円です。しかし、その割引分は町から支払われるということです

から、ホロルの湯には年額2億円前後の入場料収入があることとなります。そのほかに、食堂や売店、その他の事業収入も見込まれます。ホロルの湯に対して、町から幹部職員を派遣するというのもやっているそうですが、果たしてそれが民間のノウハウを生かすということになるのでしょうか。

以上のことから、私は補正予算に賛成できません。

これで討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第82号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第83号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第84号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第85号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第86号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第21号 専決処分第21号（平成26年度城里町一般会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第22号 専決処分第22号（平成26年度城里町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第77号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第78号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第79号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第80号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第81号 平成26年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第82号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第83号 平成26年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第84号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第85号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第86号 平成26年度城里町水道事業会計補正予算

(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で採決を終結いたします。

日程追加

○議長(小松崎三夫君) ここで、日程の追加についてお諮りいたします。
ただいま、12番杉山 清君ほか6名から、発議第6号が提出されました。
この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小松崎三夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

事務局長に追加日程を配付させます。

発議第6号 城里町政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長(小松崎三夫君) 追加日程第1、発議第6号 城里町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第6号の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小松崎三夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第6号の朗読は省略することに決定をしました。

直ちに提出者であります12番杉山 清君より発議第6号の趣旨説明を求めます。

12番杉山 清君。

[12番杉山 清君登壇]

○12番(杉山 清君) 発議第6号 城里町政治倫理条例の一部を改正する条例について。

上記、条例改正案を別紙のとおり地方自治法第112条及び城里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年12月17日提出。

城里町議会議長小松崎三夫様。

提出者、城里町議会議員杉山 清。賛成者、城里町議会議員河原井大介、同じく小坏

孝、同じく鯉渕秀雄、同じく南條 治、同じく片岡藏之、同じく藤咲芙美子。

城里町政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表を目を通していただきたいと思
います。

改正後の追加の部分に対して朗読させていただきます。

(8) 納税証明書及び納入通知書(以下「税等納付状況証明書」という)を提出するこ
と。「税等納付状況証明書の提出」を追加するものであります。

以上です。

○議長(小松崎三夫君) これより質疑に入ります。

発議第6号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松崎三夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第6号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松崎三夫君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第6号 城里町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを採決いたし
ます。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求め
る陳情

○議長(小松崎三夫君) 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りをいたします。

陳情の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松崎三夫君) ご異議なしと認めます。よって、陳情の朗読は省略することに
決定をいたしました。

それでは、日程第13、陳情第3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を求め
る意見書の提出をを求める陳情を議題といたします。

本案は、12月9日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常

任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） 総務民生常任委員会を代表し、去る12月9日に付託されました陳情第3号の審査結果について報告をいたします。

12月10日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、陳情第3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める陳情は、当委員会においていろいろと審議を重ねた結果、付託された期間の間では結論が出ませんでした。

そこで、総務民生常任委員会では、城里町議会会議規則第45条第3項の規定を準用し、本会議において審議をお願いすることに決定しました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

陳情第3号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり全体で審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は城里町議会会議規則第45条第3項の規定により、全体で審議することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。

陳情第3号についての質疑を求めます。

なお、この質疑については、委員長の報告に関しての質疑になりますのでご注意ください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

陳情第3号についての討論はございませんか。

これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 採択に際し、「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書、陳情に賛成の立場から討論を行います。

去る7月1日、安倍内閣は集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行いました。歴代政府は、これまで憲法第9条のもとで許される自衛権発動としての武力行使は、以下の3要件に該当する場合に限るとしてきました。つまり、1つ、日本に対する武力攻撃が発生したとき。2つ、これを排除するためにほかの適当な手段がないとき。3つ、必要最小限の実力行使にとどまるという3つの要件です。

しかし、今回の安倍内閣の閣議決定は、これまでの政府見解の枠を踏みにじる暴挙です。国会の論戦の中で、安倍首相は、アフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争をアメリカが起こした際に、自衛隊が従来の戦闘地域にまで行って軍事活動をするのを認めています。武器の使用を認めました。これこそまさに戦闘行為です。しかも、日米軍事協力のガイドライン再改定の中間報告によりますと、従来使っていた周辺事態、後方支援という言葉もなくなり、地球のどこにでも行け、米軍と一緒に戦争をするという方向に進もうとしています。首相はあくまでも国民を守るためのものだと言っていますが、歴代政府が憲法上、許されないとしてきた集団的自衛権行使容認に踏み込むのは、まさに憲法9条の理念に根本から背反するものです。慶応大学名誉教授であり、みずからを改憲論者と名乗る小林節さんという方もこの閣議決定は乱暴な憲法違反ですと喝破されています。戦後、経済大国である日本が70年も戦争をしていないというのは、世界でも奇跡に近いとされています。憲法第9条が、日本を戦闘行為に走らせない大きな歯どめになっていたことは誰しもが認めるところです。憲法第9条は、世界に誇っていいのではないのでしょうか。

この閣議決定に対して、国民の中から強い反発が出てくるのは当然です。集団的自衛権の行使という段になったとき、一番先に戦争に行かせられるのは若者であり、自衛隊の人たちです。そして、最近の中国や韓国、北朝鮮の動向から、今敵がい心をあおり、危機感をあおる論調もありますが、安倍内閣になって、これらの国々と外交的な友好関係を築く努力が少ないのではないかという指摘もあります。ふだんから濃密な友好関係を築くことが何よりの平和戦略だと思います。日本国憲法第9条をベースにした平和外交を強める必要があると思います。そして、その上で、なおかつそれらの国が武力で攻撃してきたとき、そして、それを避けるほかの適当な手段がない場合は、個別的自衛権の行使が世界的に認められる方法です。集団的自衛権ではありません。

今回の集団的自衛権行使容認は日本を守るためではなく、日本が世界のどこかでアメリカが武力行為をした場合に、日本を戦闘行為に向かわせるためのものです。そして、皆さん、集団的自衛権行使容認の閣議決定に沿って法整備が行われ、実際に戦場に向かうのは安倍首相ではありませんし、ここにおられる皆さん自身でもありません。皆さんのお子さんかお孫さん、その配偶者や家族の方たちです。愛する肉親を戦場へ送らせない、そういう思いを新たに作る時期だと思います。今、私は皆さんが子々孫々に向かい、集団的自衛

権行使容認に賛成しなかったと胸を張って言えるかどうか、その間際にいると思います。

このような閣議決定は日本の将来に禍根を残します。閣議決定の撤回を求める陳情の採択を皆さんにお願いしまして、私の討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で、陳情第3号の討論を終結いたします。

これより陳情第3号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は不採択となりました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第15、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第16、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長より、会議規則第72条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

報告第25号 城里町就業規則の一部を改正する規則

報告第26号 城里町新交通システム運行委員会設置要綱の一部改正

報告第27号 城里町国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引届出等に関する事務処理要綱の制定

報告第28号 平成26年度行政評価報告書

報告第29号 平成26年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書

報告第30号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、報告第25号 城里町就業規則の一部を改正する規則から日程第22、報告第30号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）については、後ほどご熟読をお願いをいたします。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　本定例会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9日間にわたりましての定例会でございましたが、小松崎議長のもとで慎重審議の上、議案等について適正なるご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この間、議員各位におかれましては、行政各般にわたりますご意見、ご要望賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。これらのご意見については、今後の町政執行において十分検討させて、実現に向けてまいりたいと思っております。

さて、町長に就任以来、10月の県道城里那珂線的那珂西大橋の開通、さらには123号バイパスの整備や新庁舎建設工事を初め、地区懇談会の開催や城里ブランド品の新規創出など、3カ月という期間ではありましたが、各種行政の進展のために取り組んでまいりました。また、繰り返しになりますが、今週の週末には早速ふるさと納税の推進も含めたななかいの里コシヒカリのキャンペーンを山桜にて行わせていただきます。こういった施策の推進につきましても、議員各位のご支援とご指導によるものと心より御礼を申し上げます。今後も行政各般にわたるご意見、ご要望を真摯に受けとめ、町民の福祉向上のために努力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

寒さ厳しい季節を迎えておりますが、健康には十分注意されますこととともに、来る平成27年がよい年でありますようご祈念申し上げまして、今定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君）　閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮をしていただき、ここに終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分に参考にされ、執行する際には万全を尽くされますようお願いをいたします。

年末、これからも寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来る平成27年は城里町にとってますます飛躍の年であることをご祈念申し上げますとともに、議員各位並びに町民の皆様にとっても最良の年であることをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、

定例会終了の挨拶とさせていただきます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成26年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

午後 2時42分閉会